



安心と安全のまちづくりを実現します

困りごとを気軽に頼むことが出来ないという課題についても浮き彫りになりましたが、伊賀市でも一人暮らし高齢者世帯、もしくは高齢者のみの世帯の比率が上昇しています。

世帯構成の変化は社会構造の変化に伴うものですが、変化することは問題ではありません。ふだんの暮らしに困ることがないような地域社会を維持できないということが問題になります。

このことも地域における支え合いの基盤であるとか、つながりという意識が希薄化することによりもたらされているということが現状です。

伊賀市では本計画において、安心して暮らし続けられる地域づくりを充実させることをめざして取り組みを進めます。

そしてこの取り組みを進め、誰もが伊賀市でいつまでも安心して暮らし続けることが出来る地域を実現します。

01

ユニバーサルデザインを推進します

多様な人が生活しやすく、全世代に優しく暮らしやすいまちづくりを実現するために、ハード面ならびにソフト面のみならず、「心のユニバーサルデザイン」を含めた一体的なユニバーサルデザインを推進に取り組みます。

現在市職員と社会福祉法人を対象にユニバーサルデザイン研修会を開催していますが、今後はより広く周知及び啓発を行うために、市民向けの研修会の開催について、積極的に検討していくとともに、市民アンケートを行いニーズの把握に努めます。

また、三重県ユニバーサルデザインまちづくり推進条例の周知など、ユニバーサルデザインに関する情報発信や啓発活動を行い、市民の皆さんの意識や日頃の行動がユニバーサルデザインに基づいたものとなるよう取り組みます。

見守り支援等を強化し安心して暮らせるよう努めます

認知症を原因とした行方不明者が毎年いるという課題があります。「認知症を原因とした行方不明者による死亡者をゼロにする」という目標を掲げて取り組みを進めます。

人とのつながりが希薄なことが認知症発症リスクの大きな要因であることから、生きがいづくりや地域でのつながりづくりも進めていきます。

さらに民生委員や見守り支援員等による普段の見守りや、ICT 等の技術によるツールを活用し、非常時においても早期に対応できる体制を整えるとともに、介護者が介護負担にならない取り組みも進めていく必要があります。

認知症になっても排除されないように本人や家族、地域だけでなく、伊賀市社会福祉協議会をはじめ、医療機関や介護サービス事業所等が連携して取り組みを進めます。

また、子どもの通学時に見守り活動を実施することもあわせ、地域における見守り支援を強化することで誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう努めます。

※ICTとは

Information and Communication Technology/情報通信技術のことで、コンピューターの技術を活用することを意味します

03

自主的かつ合理的な消費活動への支援を行います

消費活動において生じる可能性のあるトラブルについて、注意喚起を促進するとともに、消費者教育を実施することで、未然にトラブルを防止する活動を進めます。

また、適切な消費生活情報の提供に取り組み、合理的な消費活動が行えるように努めます。

そして、三重県消費生活センター等との連携を密にし、さまざまな主体が参画した相談や見守りの体制を確立させるための取り組みを推進します。

併せて多重債務者に対する問題や判断能力が十分とはいえない人への支援に取り組み、トラブルを未然に防ぎます。

04

災害時に強いまちづくりを推進します

地域住民が、平常時からの交流及び災害避難等の訓練を行うことを通じて、緊急時において、的確な対応が出来るように、地域における体制づくりを支援します。

また、災害時の避難所についても、安心して利用できるように、感染症の防止対策をはじめ、介護が必要な場合の支援や、コミュニケーションに不安を抱える人の支援等、さまざまな障がい等に配慮した運営に努めます。

災害は起こってからではなく、平常時からの地域ぐるみによる取り組みこそが重要です。地域住民が協力して、いつ災害が起こっても迅速に対応できる取り組みが必要です。

また、円滑に対応するために、災害ボランティアコーディネーターの養成や、福祉避難所マニュアルの作成に取り組んできました。さらに、災害ボランティアセンターの運営支援を行い災害に備えます。

保証に関するしくみの検討を行います

近年の高齢化・単身世帯の増加・世帯人員の減少・生涯未婚率の上昇等が相まって、入所・入院・賃貸住宅・就労等で「保証人」が求められているにも関わらず、担い手がいない等で対応することが難しいケースが増えてきています。

こうした課題に対応するために、保証に関するアンケートを行いました。アンケートの結果、保証人が必要にもかかわらず頼めない、頼みにくいという「保証の壁」があることが見えてきました。

保証に関するニーズは高まりを見せる中で、特定の人に頼る現状のしくみではすべての保証ニーズに応えることは難しいと考えます。今後は人やお金ではなくしくみ（機能）で保証を考えていく必要があり、そのために、さまざまな支援関係機関が連携して保証を担うしくみの確立を検討します。

また、人生の最期まで安心して暮らすことが出来るよう、制度だけでは解決できない遺言作成支援や、家財整理等の死後の事務に関する必要な手続きや、相談先を案内できるようなしくみづくりを検討します。

成年後見制度の利用促進に取り組みます (成年後見制度利用促進基本計画)

成年後見制度は、判断能力が不十分な人の財産や生活を守る重要な制度であるものの、その利用方法や内容について、あまり理解が進んでおらず、市民に身近な制度とはいえない現状があります。そのため、支援を必要とする人が制度を利用し、利用者がメリットを実感できるよう、制度の利用促進に向けて取り組みます。

市では、2006（平成 18）年 8 月、「伊賀地域福祉後見サポートセンター」を設置し、その運営の中核として、地域の専門職団体等関係者の協力を得て、運営委員会を設置しました。

2019（令和元）年 8 月には、伊賀地域福祉後見サポートセンターを中核機関として位置付け、4 つの機能（広報・相談・成年後見制度利用促進・後見人支援）の充実を図っています。中核機関はさまざまなケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等を蓄積し、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担います。

また、伊賀地域福祉後見サポートセンターの運営委員会に中核機関の協議会機能を持たせ、地域連携ネットワークの要とし、次の 3 つの役割を実現します。

1. 権利擁護に関する支援の必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援に結びつけます。
2. 早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について相談できる窓口を整備します。
3. 成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする支援体制を構築します。

また、制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や親族が申し立てを行うことが難しい場合は、市長申立の適切な活用を図ります。経済的な理由で制度の利用が困難な方には、申立に係る費用や後見人等の報酬を助成します。

成年後見制度の利用には至らないものの、福祉サービスの利用の仕方や日常的な金銭管理など、日常生活に不安がある人を支援するため、伊賀市社会福祉協議会が「日常生活自立支援事業」を実施しています。判断能力が不十分な人の権利擁護を行う極めて重要な事業であることから、安定的に運営し持続可能なものとなるよう伊賀市社会福祉協議会との連携を図りながら、必要な人がこの制度を円滑に利用できるよう支援します。



これからの人材を育成するしくみづくりを実現します

今後少子高齢化に伴う人口減少社会が訪れることは避けようがないと考えています。それはこれまで地域を支えていた層が少なくなり、後を受け継ぐ人も不足するということに直結します。

伊賀市では本計画において、持続可能な地域づくりをめざし、地域を支える人材の育成に取り組みます。

01

持続可能な地域行事・地域活動をめざします

行事や活動を継続していくために求められることは人材育成であり、そのためには小さい頃から各種体験等の参加型プログラム等に取り組み、地域への愛着を育んでいくことが重要です。

また、行事や活動を持続可能にするために「これまでずっとそうだった」という理由で設定していた日程などを住民の生活スタイルに合わせて見直すなどの工夫が必要です。

そして参加者が楽しめる活動を行い、運営することへの関心を持ってもらうことで、活動の中心となる人材の育成につなげることが大切です。

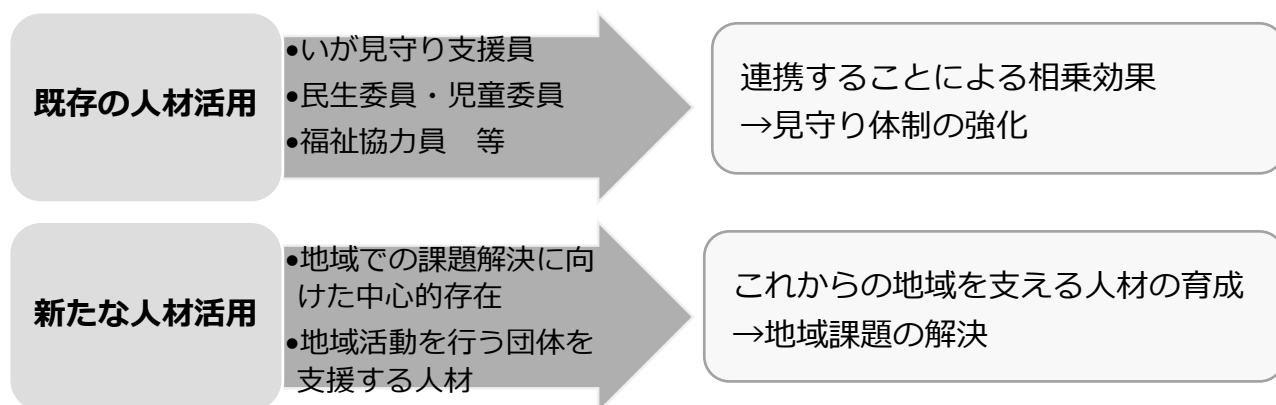
02

さまざまな人材の積極的な活用をめざします

地域の見守り活動等を行う「いが見守り支援員」の養成に取り組んできましたが、より地域で活躍していく機会や体制づくりを行うとともに、既存の人材が連携して相乗効果を生み出すしくみも整えていきます。

また、各分野の専門家が持っている知識やスキルを無償で提供する社会貢献活動を募って、さまざまな課題解決に向けた事業設計や、活動団体の支援を主体的に行う市民養成に取り組めます。

そして、地域住民自らが、さまざまな資源（ヒト・モノ・カネ・情報等）を見つけ出し、それらを結びつけながら課題解決に取り組んでいくために市民人材の育成に取り組めます。



※いが見守り支援員とは

地域において見守りが必要な方への声かけ等を行うために、伊賀市社会福祉協議会で養成に取り組んでいる人のことで、基礎講座と専門講座を受講することで認定される。

地域活動を活性化するための支援を行います

地域における主体的な活動を活性化するため、その一環として地域住民自らが住民自治協議会等が主催する事業運営に携わっていくことが重要になります。地域内でのワークショップや講演会、交流会等を継続して実施し、地域内での共有に努めるとともに、その方法についても時代に合わせてオンラインを活用した情報発信等を取り入れていくため、地域福祉コーディネーターが支援を行います。

また、地域活動を活性化するための財源確保も重要であり、コミュニティビジネスについては、第3次計画でも促進した「ふくし」と「多業種」が連携した7次産業化の取り組みにもつながり、地域の活性化のために効果的な取り組みと言えます。さらに、ファンドレイジング等のさまざまな手法を取り入れながら、共感や参加を得ることで寄付等を募ることや、地域独自のビジネスモデルをつくり上げることで財源を確保していくための支援も行います。

また、地域を活性化させるためには地域内での取り組みだけではなく、地域外の人材による支援等も必要になってきます。積極的な受け入れを行うとともに、異なる視点からのアイデア等を有効に活用することで活性化に努めます。

※ファンドレイジングとは

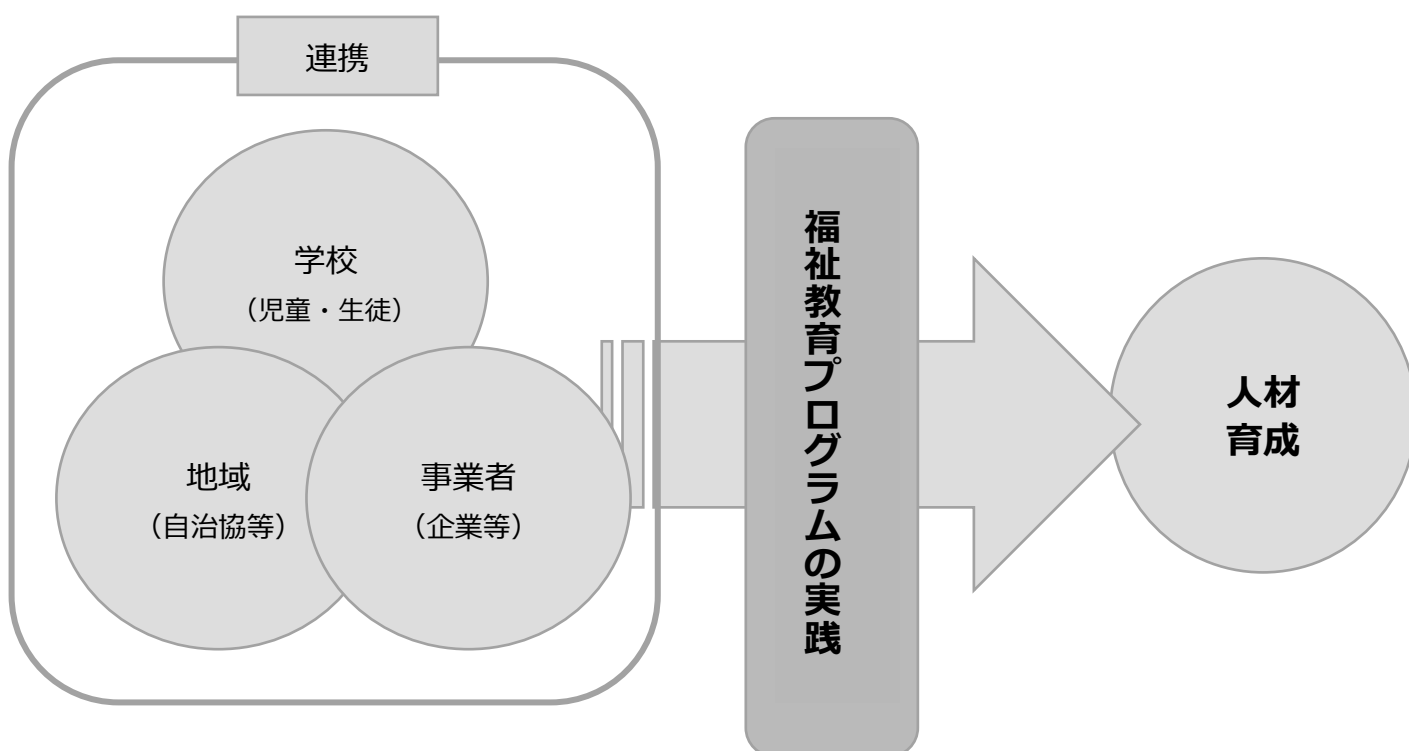
ファンドレイジングとは、NPO が、活動のための資金を個人、法人、政府などから集める行為の総称のことをいいます。

04

地域に愛着がわくような福祉教育に取り組みます

地域を支える人材を育成するために、幼少期から地域への愛着を育んでいく必要があります。そのために、サービスマーケティングや各種体験等の参加型プログラムの開発を推進します。

また、地域の中でともに生きるということを大切にする意識を育むため、福祉教育プログラムを充実し、学校との連携により福祉教育プログラムを活用した取り組みを行います。併せて、人材を育成する教育機関の支援についても検討していく必要があります。



※サービスマーケティングとは

奉仕活動と学習活動の実践を統合させた学習方法のことをいいます。

生きづらさを抱えた人に寄り添う社会づくりを実現します

地域共生社会は地域におけるすべての人が何らかの役割を持って支え合うことで実現できる社会です。そのためにも多様性を認め合って暮らしていく意識が大切です。

地域にはいろいろな人が暮らして（多様性/Diversity）います。裏返せば、いろいろな人がごちゃまぜになって成り立っているのが地域社会であるともいえます。

十人十色とよく言いますが、見た目も考え方も人それぞれ違います。重要なのは、そのことを認識して受けとめること（社会的包摂/Social Inclusion）です。「みんな違ってみんないい」この多様性を認め合って暮らしていくという意識を醸成していく取り組みを進めていきます。

01

マイノリティで生きづらさを抱える人の「生きづらさ」を軽減します

LGBT、外国人、障がい者等のマイノリティの市民が、差別を恐れて LGBT であることを打ち明けることができなかつたり、外国人ということでアパートの入居を拒否されたり、障がいがあることで希望する仕事に就くことができなかつたりとさまざまな生きづらさを抱えているという課題があり、原因としては、差別や偏見、コミュニケーションの不足等があります。

大切なことは、一方通行の理解でなく双方向の理解、つまりお互いが理解し合っ
て初めて分かり合えるという意識を持って接することです。

また、地域の中でいろいろな人が交流し合える場づくりも重要です。

※マイノリティとは

社会的少数者または社会的少数集団のことで、社会においてその属性が少数派に位置する者の立場や集団のことをいいます。

02

さまざまな事業所と連携して就労支援に取り組みます

人が生きづらさを抱える要因の一つに就労に困難を抱えることが考えられます。就労は単に収入を得る手段というだけではなく、自己実現や生きがいにつながる重要な社会参加の機会です。障がいのある人や罪を犯し服役して出所した人等については、社会からの偏見等があることで仕事の能力はあるのに就労を希望してもかない場合があります、そのことがひきこもることや再犯につながってしまう原因になる場合があります。

そのため、障がいのある人の社会参加や出所者の社会復帰に向けた支援に取り組む必要があり、その支援に取り組む企業や事業所を「伊賀市福祉協力事業所（仮称）」として認定し、連携を行うことで社会参加・社会復帰支援に向けた体制づくりをめざします。

03

ひきこもりサポートの取り組みを拡充します（再掲）

ひきこもりなどの「生きづらさ」について、本人や家族、地域の人々が気軽に相談することが出来る窓口を設置するとともに円滑な運営を行うことに努めます。

そして相談窓口とともに、気軽に利用することが出来る居場所の確保や、本人が社会参加いきいきと活躍が出来る場や機会づくりを進めます。

また、ひきこもりなどの「生きづらさ」について、啓発に関するイベント等も開催することで、市民に広く正しく理解をしてもらい、その「生きづらさ」が少しでも軽減されるよう努めます。

そのために、世代や分野を超えた支援関係機関によるネットワークの構築を行い、連携した支援を行える体制づくりに取り組むとともに、ひきこもりサポーターを養成して、さまざまな角度から支援を行います。

再犯防止に向けて取り組みます（再掲）

刑務所に再び入所した人のうち約 7 割が再犯時無職であったり、仕事に就いていない人の再犯率は仕事に就いている人の再犯率より約 3 倍高いことから、不安定な就労が再び罪を犯すリスクになっていることが明らかになっています。

また、適切な住居が確保されないまま刑事施設を出所した人が再犯に至るまでの期間は、出所後の住居が確保されている人と比較して短いことが分かっています。

さらに、高齢者が出所後 2 年以内に再び刑務所に入所する割合は、全世代の中で最も高く、短期間で再犯に至る傾向があります。知的障害のある人も全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっています。

このようなことから、罪を犯した人の生活基盤の不安定さが、再犯につながる原因と考えられます。犯罪をした人等が必要な支援を受けられるよう、刑事司法関係機関等と連携を強化します。

そして、罪を犯した人の立ち直りを支えていくため、更生保護団体と協働し「社会を明るくする運動」を実施し、趣旨の啓発に努めます。

自殺対策の取り組みを進めます（再掲）

自殺はその多くが追い込まれた末の死です。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った場合は誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識になるよう普及啓発に努めます。また、さまざまな悩みや生活上の困難を抱えた人に対して早期の気づきが重要であることから、市民ひとりひとりが身近な「ゲートキーパー」として行動できるよう人材育成を図っていきます。

そして、自殺の背景にあるさまざまな悩みを包括的に支援できるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、必要とする人が相談窓口を知り相談を受けやすいよう周知を行います。

自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らし「生きることの促進要因」を増やす取り組みが重要です。生きづらさや悩みを抱えた人が、孤立することなく、地域とつながり、支援を受けることができ、悩みを抱える人を支える家族等の支援者が孤立しないよう、支援関係機関が連携・協働するしくみを構築し、地域におけるネットワーク強化に努めます。



第6章

新たな時代における 地域福祉のあり方と可能性

計画期間の2021（令和3）年から2025（令和7）年の5年間で、前章までにまとめた「4つの支えと4つの安心」及び「6つの充実」に基づいた取り組みを進めていくうえでの、3つの観点についてお示しします。

1. SDGs の観点から考える地域福祉・・・ 97

SDGs を考えるうえで重要なのは「持続可能な地域」をつくり上げることと、そのために「誰も取り残さないこと」になります。

地域共生社会のめざすところも全く同じで、すべての人が支え合いながら地域で共に生きていく社会です。本計画ではSDGsの概念も意識して推進していきます。

2. Society5.0 に対応した地域福祉・・・ 99

本計画を推進していく 5 年の間に、大きなターニングポイントとなる「2025 年問題」が含まれており、日本社会全体が大きく変わると予想されます。

Society5.0 は社会全体のステージを 1 段階引き上げるものであり、社会の変化は人々の生活に密接に関わります。本計画では、その変化にも対応できるように推進していきます。

3. with コロナ時代における地域福祉・・・ 101

福祉と「生活」は切っても切れないものになります。そして現在、私たちの「生活」は大きく変わろうとしています。

本計画は with コロナ時代で計画を推進していきます。その中で必要なことをお示しします。

1. SDGs の観点から考える地域福祉

① SDGs とはなにか

SDGs とは、「**Sustainable Development Goals**（持続的な開発目標）」の略称です。

これは 2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」として採択されたもので、先進国を含む国際社会全体の 2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年の 15 年間で達成するための環境・経済・社会についてのゴール（目標）です。

社会が抱える問題を解決し、2030（令和 12）年をめざして明るい未来を作るため、17 のゴールと、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されており、「誰一人取り残さない」ことを誓っています。なお、17 のゴールは下記のとおりです。



国連開発計画ホームページ より

② SDGs と地域共生社会について

なぜ自治体において SDGs の理念に基づいて取り組みを進めるのかというと、少子高齢化が進み、さらなる人口減少の到来が想定される中で、現状のさまざまな地域課題はいつそう複雑化・複合化することが想定されており、国・地方問わず「持続可能な地域づくり」が喫緊の課題となっているからです。第 2 次伊賀市総合計画第 3 次計画は、SDGs を意識した内容となっており、本計画も方向性を同じくして取り組みを進めていく必要があります。

SDGs の達成に取り組むことが「持続可能な地域」をつくることつながり、住み続けられるまちづくりのため、市内移住等さまざまな方策を検討していきます

SDGs の理念と地域共生社会の考え方はともにめざすところは同じです。

地域共生社会を実現させるためには、支える側・支えられる側に分かれることなく、すべての人が役割を持ちお互いが支え合うことが必要であり、地域の中にはさまざまな人がいるということ（多様性/Diversity）を理解し、それを受けとめるということ（社会的包摂/Social Inclusion）が求められています。

そして、このことを通じて市民ひとりひとりが、地域の中でいきいきと暮らすことができる社会を伊賀市ではめざしています。それは裏返せばすべての人を守っていくセーフティネットを強化することにつながります。

2. Society5.0 に対応した地域福祉

① Society5.0 とはなにか

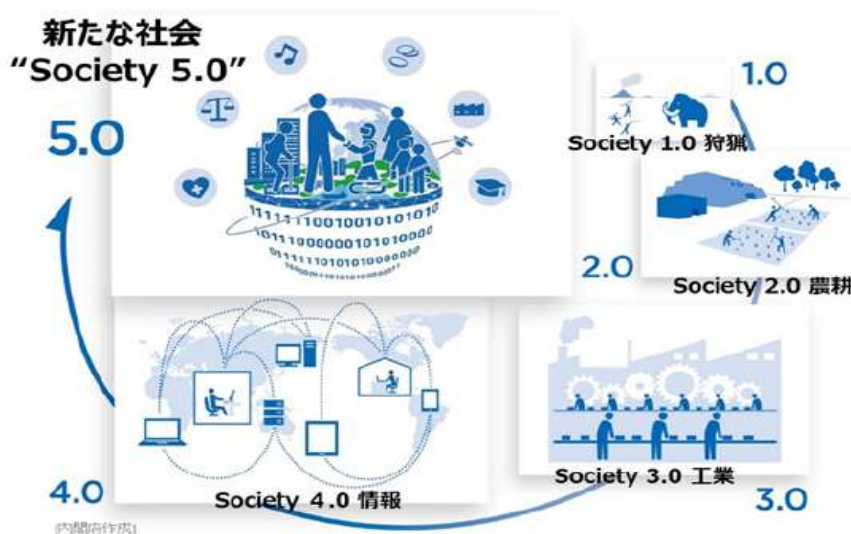
Society5.0 とは、狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く新しい社会を指すもので、国の第 5 期科学技術基本計画において、「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間の中心の社会」と定義されています。

② Society5.0 と地域共生社会

Society5.0 では私たちのくらは大きく変わります。そして福祉とは私たちのくらしに直結するものです。つまり地域福祉を推進するにあたっては Society5.0 にも対応していく必要があると考えます。

Society5.0 がめざすものは、誰もが快適に暮らしやすい社会であるといえますが、それは伊賀市がめざす地域共生社会や、SDGs の考え方に通じるのではないのでしょうか。SDGs も Society5.0 も地域共生社会と同様に、考え方が示されて数年ほどですが、原点にあるのは「すべてのひとが幸せにくらすことができる」ことであると考えます。

つまり、伊賀市において地域共生社会を実現するためには、これらの考え方にも基づいた取り組みが必要になってくると考えられますので、今後も重要視しながら取り組みの推進を図っていきます。



内閣府「Society5.0」より

